

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その
翌日が休日である場合)

目次

◇告示 保険薬剤師の登録 (保険課)

県道の区域の変更 (道路課)

建築基準法による道路の位置の指定 (建築課)

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正 (三件) (会計課)

定例教育委員会の招集 (総務課)

告示

鳥取県告示第八十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年二月十六日

鳥取県知事 西尾邑 次

鳥取県告示第八十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年二月十六日から二週間鳥取県土木部道路課(鳥取市東町一丁町二二〇)において一般の縦覧に供する。

平成八年二月十六日

鳥取県知事 西尾邑 次

奥谷止蓮寺線		路線名	前後別	変更	区間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
変更後	変更前						
鳥取市卯垣字上土居二六一 四地先から同市正蓮寺字前 田一二〇一一地先まで	鳥取市卯垣字上土居二六一 四地先から同市正蓮寺字大 路前二九二地先まで	七・〇	七・〇	七・〇	三五・五	二、二七一・〇	三、六四一・〇
五四・〇							

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松田美春	鳥薬第九六四号	平成八年二月五日

鳥取県告示第八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成八年二月十六日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十二年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成八年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
境港市栄町 境港管理組合管理者	境港市弥生町一一三の一部、同市大正町二二一七、二二一九及び二二一一〇並びに同市浜ノ町一一四、二九一一、三〇一一五から三〇一一七まで及び三五一並びにこれらと一体をなす国有地の一部	幅員一六・〇〇メートル 延長四四六・四〇メートル
西 尾 邑 次		

鳥取県告示第九十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成八年三月十七日から施行する。

平成八年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中	
扇町支店	鳥取駅南支店
鳥取市扇町	鳥取市扇町

に改める。

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成八年二月十九日から施行する。

平成八年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十二号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成八年三月十八日から施行する。

第一号の表中

米子中央出張所 米子市角盤町二丁目

を

米子中央出張所

米子市富士見町二丁目

に改める。

平成八年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

桜谷支店	鳥取市正蓮寺
------	--------

吉成支店	桜谷支店
鳥取市吉成二丁目	鳥取市正蓮寺

に改める。

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成八年二月十六日

鳥取県教育委員会委員長 大 石

徹

一 日 時 平成八年二月十九日（月）午後二時

二 場 所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議 題

- 1 平成八年度教育行政施策について
- 2 その他